

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「右欄に掲げる路線及び」を「市内中心フリーの部に規定する均一路線及び調整路線並びに」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 前項第2号に定める連絡定期券のうち、ア及びイにあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、ウ及びエにあつては、磁気定期券を発売し、第3号にあつては、磁気定期券及びIC定期券を発売する。

第10条の表を次のように改める。

乗車券の種類	発売場所
連絡普通券	自動車部営業所，高速鉄道の駅，定期券発売所及び案内所
連絡定期券及び全線定期券	自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所
一日乗車券及び二日乗車券	自動車部営業所，高速鉄道の駅，定期券発売所及び案内所

第21条第2項中「右欄に掲げる路線」を「市内中心フリーの部に規定する均一路線及び調整路線」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第17条関係）

1 乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券

（表 面）

通勤	か月	京都市交通局	No
		北大路	京 都
		經由	
		北大路BT	— 京都産大前
		市バス	
	月	日から	まで
	円		様 才
			京都①

2 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（甲）

（表 面）

通学	か月	京都市交通局	No
		北大路	京 都
		經由	
		市バス均一	— 区間全線
		市バス 均一区間有効	
	月	日から	まで
	円		様 才
			京都①

3 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（乙）

（表 面）

通学	か月	京都市交通局	No
		北大路	京 都
		經由	
		北大路BT	— 京都産大前
		市バス	
	月	日から	まで
	円		様 才
			京都①

4 乗合自動車・高速鉄道連絡通学定期券（丙）

（表 面）

通学	か月	因	京都市交通局	No
			<b>北大路</b>	<b>京都</b>
			<small>経注</small>	<b>小</b>
			<b>北大路B T</b>	<b>京都産大前</b>
			<small>市バス</small>	
	月	日から		まで
	円		様 才	京都①

備考 この様式で定める乗車券は、エンコード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第17条関係）

（表 面）

通勤	か月		京都市交通局	No
			<b>市バス・地下鉄</b>	<b>共通全線</b>
			<small>市バス 均一区間有効</small>	
	月	日から		まで
	円		持参人有効	様 才
				京都①

備考 エンコード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（交通局営業推進室）